

群馬大学研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター  
教育研究部及び技術開発部内規

平成28.12. 1 制定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター規程第3条第2項に基づき、教育研究部及び技術開発部に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第2条 教育研究部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次世代モビリティに係る研究開発に関すること。
- (2) 次世代モビリティに係る学生及び社会人に対する人材育成プログラムの開発と教育の実施に関すること。
- (3) 次世代モビリティに係る技術開発の支援に関すること。
- (4) その他教育研究部の目的を達成するために必要な事項

2 技術開発部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 次世代モビリティの技術開発に関すること。
- (2) 次世代モビリティに係る学生及び社会人に対する人材育成の支援に関すること。
- (3) その他技術開発部の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第3条 教育研究部に教育研究部長を置き、技術開発部に技術開発部長を置く。

2 教育研究部及び技術開発部に副部長を置くことができる。

(部長及び副部長)

第4条 教育研究部長及び技術開発部長は、学長が指名する教職員をもって充てる。

2 教育研究部長は教育研究部の業務を、技術開発部長は技術開発部の業務を掌理する。

3 教育研究部長及び技術開発部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の教育研究部長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前条第2項に基づき置かれた副部長の任期は、部長の任期を超えることはできない。

(事 務)

第5条 教育研究部及び技術開発部の事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部において処理する。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、群馬大学研究・産学連携推進機構次世代モビリティ社会実装研究センター会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この内規は、平成28年12月1日から施行する。

2 この内規施行後、最初に指名される教育研究部長及び技術開発部長の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず平成29年3月31日までとする。